

質問回答

2018年10月15日

「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」

(公示日:2018年10月3日/公示番号:180325)に係る質問について、以下のとおり回答いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14-15 (4)農家グループの選定	「プロジェクトサイト II から選定基準を満たす LGA を確保するよう努める」とありますが、選定基準にやや届かなくとも表 1 に示されているように、最低5グループ選定することを優先するのでしょうか。	プロポーザル作成上(見積価格の積算を含む)は、最低 5 グループを選定する前提でご提案願います。
2	P19 (12)プロジェクトオフィス	プロジェクトオフィスはキリマンジャロ州事務所内に確保予定とありますが、それ以外の地域、例えばドドマやダルエスサラームに事務所を置く可能性は無しとの認識でよろしいでしょうか。	無しという想定でお願い致します。キリマンジャロ州事務所内にオフィスを構え、ドドマやダルエスサラームは出張ベースで対応頂く想定であります。
3	P22 (9)対象農家グループのベースライン調査	ベースライン調査の調査数や被験者数について、ある程度規模を想定されているのでしょうか。想定されている場合は、具体的な数をご提示いただけますでしょうか。	想定される直接・間接支援対象農家数等を踏まえ適切なベースライン調査の被験者数をご提案願います。
4	P22 (10)第一バッチ対象農家グループへの介入等	各地での研修に係る経費を算出するため、旅費や日当等に関する JICA 内規またはタンザニア政府の法令があればご照会いただけますでしょうか。	本内規の閲覧を希望される方は prtm1@jica.go.jp までご連絡下さい。
5	P28 5.業務用機材	プロジェクト活動に必要な車両3台(4WD)が新規調達予定である且つ2019年3月末まではレンタカー利用を想定し、車両関係費(レンタカー、運転	2019年3月末まではレンタカー利用にかかる経費を、2019年4月以降は調達した車両3台(4WD)利用に係る経費を、それぞれ計上くだ

		手、燃料等)を見積りに計上することとありますが、1. 運転手は3月以降の4WDについて4WDについて3台分(3人)を計上するのでしょうか。2. 燃料は3月以前及び以降すべてを計上するのでしょうか。3. 自動車保険およびメンテナンス等の費用は計上可能でしょうか。	さい。 通常当地のレンタカーは運転手、燃料、保険代等込みです。このようなサービスを含むレンタカーを使われる場合、ご質問1.~3.いずれも2019年4月以降分についてのみ計上して頂き、2019年3月末まではレンタカー代のみ計上して頂くことになります。
6	指示書別紙【第2業務の目的・内容に関する事項】「2. プロジェクトの概要、(8)プロジェクト期間」(p13)	指示書ではプロジェクト期間は2019年1月~2023年12月(60カ月)ですが、本案件公示では「4 契約期間(予定) 2019年1月上旬~2024年12月下旬」で1年長くなっています。指示書の期間が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	業務指示書記載のとおりプロジェクト期間は2019年1月~2023年12月(60カ月)です。公示の契約期間(予定)は「~2023年12月下旬に」に改めます。
7	指示書別紙【第2業務の目的・内容に関する事項】「5. 実施方針及び留意事項、(6)持続性向上も視野に入れた協力機関の活用」(p17)	「実施体制、および各機関の期待される役割案は別添1のとおり」とありますが、この別添1は何を指しますでしょうか。	業務指示書末尾に添付されている「Expected Role of each DADP Horticulture TF and its member organizations」を指しております。
8	指示書別紙【第2業務の目的・内容に関する事項】「5. 実施方針及び留意事項、(12)プロジェクトオフィス」(p19)	「現時点では確約までは得ていないが(2018年10月のKick off会合で確認予定)、コスト積算に当たっては左記前提で検討すること」とありますが、これは①確約を得ていないのでプロジェクト事務所借上費を積算する、という指示でしょうか、それとも②事務所は州に確保されているので借上費は計上しなくてよい、という指示でしょうか。	ご質問の②のとおり、事務所は州に確保されているので借上費の計上は不要です。
9	指示書別紙【第2業務の目的・内容に関する事項】「6. 業務の内容、(1)モニタリングシートの作成」	「モニタリングシート Ver.2 を作成する」とありますが、Ver.1 ではないでしょうか。	モニタリングシート Ver.1 に改めます。

	(p20)		
10	指示書別紙【第 2 業務の目的・内容に関する事項】「6. 業務の内容、(9)対象農家グループのベースライン調査」(p22)	この活動は、次項「(10)第 1 バッチ対象農家グループへの介入」における農家参加型ベースライン調査とは別に、プロジェクト専門家がベースライン調査を実施するものでしょうか。	(10)記載の農家参加型ベースライン調査が実施可能であれば、(9)のベースライン調査の実施は不要です。
11	指示書別紙【第3 業務実施上の条件】、「4. 配布資料／参考資料、(1)配布資料、c) SHEP アプローチガイドライン(英文)」	同 配布資料の最後に示される「List of Appendices」記載の添付資料を配布いただくことは可能でしょうか。	資料の閲覧を希望される方は prtm1@jica.go.jp までご連絡下さい。

以上